

2023年10月19日

三井住友信託銀行  
年金信託部

## INDEX

【確定給付企業年金・厚生年金基金】  
「国民年金基金令等の一部を改正する政令」に関する  
政省令・通知・事務連絡の公布・発出について(その2)  
(基金型DBにおける公告の方法の見直し)

## I. 規約変更に関して厚生労働省に確認した内容



### POINT

- ✓ [2023年10月11日付年金ニュース](#)でご案内のとおり、10月6日に厚生労働省より示された規約例に沿って規約変更する場合、代議員会に関する事項についてもインターネットによる公告を行う前提となるため、代議員会に関する事項について従来どおりの扱いとする場合の規約例について厚生労働省に確認しておりましたが、その確認結果をご案内するものです。
- ✓ 今般確認した規約例のとおり規約変更する場合でも、令和5年10月16日以降、「遅滞なく」行うこととされております(行政宛てには届出不要)。

## II. 規約例

### <基金型> 規約変更例

- パターン①:10月6日に厚生労働省より示された規約例
- パターン②:今般、厚生労働省に確認した規約例

【インターネット(基金のウェブサイト)への公告掲載に係る基金のご意向】

規約例	法令に定める事項	代議員会に関する事項
パターン①	掲載する	掲載する
パターン②	掲載する	掲載しない

「法令に定める事項」や「代議員会に関する事項」は次ページをご参照ください。

### Ⅲ. 補足

■前ページの規約例(パターン①、パターン②)のいずれとする場合も、規約変更に係る行政宛手続きは同じです。

【再掲】[2023年10月11日付年金ニュース](#)

- 施行日:令和5年10月16日※  
※規約変更については、令和5年10月16日以降、「遅滞なく」行うこと
- 届出不要(DB法施行規則第7条第1項第13号に該当)
- 以下のいずれかに該当する場合は対応不要
  - ・企業年金基金の加入者の数が1,000人未満である場合
  - ・企業年金基金が自ら管理するウェブサイトをも有していない場合

今回の法改正内容

■規約例のパターン①とパターン②の違いは、下表の通りです。

公告の種類	根拠等	公告の内容	事務所の 掲示板への 掲示	官報への 掲載	基金のウェブ サイトへの 掲載	規約例 パターン①	規約例 パターン②
法令に 定める 公告事項	DB法施行令第8条、 第9条	基金設立に関する事項、基金の名称や事務所の所在地の変更	要	要	要	要	要
	DB法施行令第53 条の2	基金合併又は基金分割に関する事項	要	要	要	要	要
	DB法施行令第58 条、第59条及び 第63条第2項	基金の解散、清算人の就任及び清算終了に関する事項	要	要	要	要	要
代議員 会に関する 事項	厚生労働省規約例 第11条、第12条	互選代議員の選挙等に関する事項	要	不要	任意 (推奨)	要	不要
	厚生労働省規約例 第14条	選定代議員の選挙等に関する事項	要	不要	任意 (推奨)	要	不要
	厚生労働省規約例 第17条	代議員会の招集手続きに関する事項	要	不要	任意 (推奨)	要	不要

<本件のご照会先>

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいようお願い申し上げます。

[担当部署]三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号]03-5404-3063



<a href="#">年金ニュース バックナンバー</a> (↑クリックで表示)	<a href="#">ペンションジャーナル マーケットコラム等</a> (↑クリックで表示)	<a href="#">三井住友信託銀行 公式HP</a> (↑クリックで表示)
--	--	---